

放送大学キャリアアップ支援認証制度実施規程

平成30年12月12日

放送大学規程第2号

改正 平成31年4月26日、令和元年9月26日、
令和2年12月9日、

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学学則第30条第4項の規定に基づき、放送大学（以下「本学」という。）において実施する「放送大学キャリアアップ支援認証制度」（以下「本制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本制度は、提供する教育の内容等に関する団体等（以下「関係団体」という。）と連携すること等により、実践的な講習（以下「講習」という。）を提供し、受講者のキャリアアップに資することを目的とする。

(受講者)

第3条 本制度の受講者は、本学の学生であることを要しない。なお、受講者の要件等は講習ごとに定める。

(関係団体との連携)

第4条 各講習の提供に当たっては、必要に応じ、関係団体との連携体制を適切に確保するものとする。

(各講習の構成等)

第5条 各講習は、本学が関係団体と連携して開設する講座（実習を含む。）及び本学が開設する授業科目（その一部のみを使用する場合を含む。）等（以下「講座等」という。）により体系的に編成するものとする。

2 各講習を構成する講座等の総時間数は、別に定める。

3 各講習の受講及び認証に必要な費用は受講料とし、受講料の金額は別に定める。

4 各講習の新設、廃止その他本制度の実施に関し重要な事項は、生涯学習支援委員会及び教授会の議を経て、学長が定める。

5 前項の決定に先立ち、学長は、常勤理事会に協議するものとする。

(認証の条件)

第6条 各講習の修了又は一部の履修の認証は、次の各号のいずれかを満たした者に対して行う。

一 当該講習の修了又は一部の履修の認定のため講習ごとに定める試験に合格すること

二 その他講習ごとに定める要件に該当すること

2 前項の認証は、必要に応じ、関係団体と共同で行うことができる。

(認証状の交付等)

第7条 学長は、認証を行った者に対し、講習ごとに別に定める認証状及びデジタルバッジを交付するものとする。

2 認証状の交付を受けた者は、学長に認証取得証明書（別紙様式1）の交付を申請することができる。

3 学長は、前項の申請があった場合は、当該証明書を交付するものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和元年9月26日）

この規程は、令和元年9月26日から施行する。

附 則（令和2年12月9日）

- 1 この規程は、令和2年12月9日から施行する。
- 2 第5条第4項の規定にかかわらず、インターネットで配信する公開講座により構成する各講習の新設、廃止、その他当該講習に係る本制度の実施に関し重要な事項は、当面の間、インターネット配信公開講座委員会及び教授会の議を経て、学長が定めるものとする。

認定取得証明書

氏 名

講習名

受講内容

講座等の名称	認定日	時間数
		時間 分
合 計		時間 分

上記のとおり放送大学キャリアアップ支援認定制度に基づき認定されたことを証明する

(元号) 年 月 日

放送大学長 ○ ○ ○ ○ 学長印

